（運営助言委員会）

第二十七条　運営助言委員会は、次に掲げる職務を行う。

一　第三十六条第三項に規定する議案の作成に関し、会長に対し、意見を述べること。

二　前号に掲げるもののほか、会長の職務に関し、会長の諮問に応じて意見を述べること。

2　運営助言委員会は、運営助言委員十人以上十五人以内をもって組織する。

3　運営助言委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、会長が任命する。

4　運営助言委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の運営助言委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　運営助言委員は、一回に限り再任されることができる。

第六節　会員の選任及び解任

（会員の選任の時期及び人数）

第二十八条　会員の選任は、三年ごとに、その員数の半数について行う。

2　総会は、会員が欠けたときは、その補欠の会員を選任することができる。

（会員の選任の決議等）

第二十九条　会員の選任は、会員候補者選定委員会が選定した会員の候補者のうちから、総会の決議により行う。

2　会議は、選任された会員の研究又は業績の内容及び選任した理由の公表その他の措置を講ずることにより、会員の選任の過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。

（会員の候補者の選定）

第三十条　会員候補者選定委員会は、次条第一項に規定する選定方針に従って、会員の候補者を選定する。

2　会員候補者選定委員会は、会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない。

3　優れた研究又は業績があるか否かの審査は、分野別業績審査委員会において行う。

4　会員候補者選定委員会は、分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者の選定（補欠の会員の候補者の選定を除く。）を行うに当たっては、会員の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一　年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること。

二　先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。

三　国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。

5　前各項に定めるもののほか、会員の候補者の選定に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定める。

（選定方針）

第三十一条　会議は、会員の任期の末日の六月前までに、当該任期を満了する会員の次の会員の候補者の選定及び当該次の会員の選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までの間に行われる補欠の会員の候補者の選定に関する方針（以下「選定方針」という。）を作成しなければならない。

2　選定方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　前条第二項に規定する措置の実施に関する方針

二　会員候補者選定委員会に置く分野別業績審査委員会の研究分野の別

三　分野別業績審査委員会が行う研究又は業績の審査の基準及び方法

四　分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者を選定するための基準及び方法

五　前各号に掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関する重要事項

3　選定方針の作成に関する決定は、総会の決議によらなければならない。

4　会員候補者選定委員会は、選定助言委員会の意見を聴いて、選定方針の案を作成し、総会に提出する。

5　会議は、選定方針を作成したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6　前三項の規定は、選定方針の変更について準用する。

（会員の解任）

第三十二条　総会は、会員が第九条第五項の規定により会員となることができない者に該当するに至ったときは、当該会員を解任しなければならない。

2　会員候補者選定委員会は、会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、総会に対し、当該会員の解任を求めることができる。

3　総会は、前項の規定による解任の求めがあった場合において、当該会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、当該会員を解任することができる。

4　第一項及び前項の規定による解任は、総会の決議により行う。

第七節　役員等の責任及び義務

（役員等の損害賠償責任）

第三十三条　会議の役員及び役員以外の会員は、それぞれの任務を怠ったときは、会議に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2　前項の責任は、内閣総理大臣の承認がなければ、免除することができない。

（役員等の秘密保持義務）

第三十四条　会議の役員、役員以外の会員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員等の地位）

第三十五条　会議の役員、役員以外の会員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第八節　会議の運営に関する重要事項の決定

第三十六条　この法律の他の規定により総会の決議によることとされているもののほか、次に掲げる事項の決定は、総会の決議によらなければならない。

一　この法律（第四十一条を除く。）又は準用通則法の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

二　第三十八条の規定による諮問に対する答申及び第三十九条の規定による勧告

三　第四十一条の規定による国際団体への加入

四　第四十二条第一項に規定する中期的な活動計画及び第四十三条に規定する年度計画の作成又は変更

五　第四十四条第二項に規定する自己点検評価書の作成

六　予算の作成

七　準用通則法第五十条の二第二項に規定する報酬等の支給の基準及び準用通則法第五十条の十第二項に規定する給与等の支給の基準の策定又は変更

八　日本学術会議規則の制定又は改廃

2　前項第一号及び第四号から第八号までに掲げる事項に関する議案は、会長が、役員会の議を経て、総会に提出する。

3　会長は、第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる事項に関する議案を総会に提出しようとするときは、運営助言委員会の意見を聴かなければならない。

第三章　業務

（会議の業務）

第三十七条　会議は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一　学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

二　大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

三　学術に関する国民の関心及び理解の増進その他の学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備を図ること。

四　学術に関する外国の団体及び国際団体との交流に関する業務を行うこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。